

Your
Exchange
of Choice

開催情報

- 日時** 平成25年6月18日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）
- 場所** 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
- 議案** 取締役14名選任の件

株主の皆様へ



「アジア地域で最も選ばれる取引所」へ。
国際競争力のある金融資本市場を提供し、
日本経済の活性化に貢献してまいります。



取締役 兼 代表執行役グループCEO

春藤 惇

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第12回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社は、平成25年1月1日付で、(株)東京証券取引所グループと(株)大阪証券取引所の経営統合により、(株)日本取引所グループとして新たなスタートを切りました。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



■ 企業理念

私達は、公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。私達は、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

■ 将来ビジョン

Your Exchange of Choice

信条

(4つの“C”)



株主総会参考書類

議案 取締役14名選任の件

7

7

事業報告

16

| | |
|--------------------------|----|
| 企業集団の現況に関する事項 | 16 |
| 株式に関する事項 | 30 |
| 新株予約権等に関する事項 | 30 |
| 会社役員に関する事項 | 31 |
| 会計監査人に関する事項 | 34 |
| 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項 | 36 |

連結計算書類

40

| | |
|--------------------------------|----|
| 連結貸借対照表 | 40 |
| 連結損益計算書 | 41 |
| 連結株主資本等変動計算書 | 42 |
| 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 | 44 |

計算書類

57

| | |
|--------------------|----|
| 貸借対照表 | 57 |
| 損益計算書 | 58 |
| 株主資本等変動計算書 | 59 |
| 重要な会計方針に係る事項に関する注記 | 62 |

監査報告書

67

| | |
|---------------------|----|
| 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 | 67 |
| 計算書類に係る会計監査人の監査報告 | 68 |
| 監査委員会の監査報告 | 69 |

証券コード：8697
平成25年5月28日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社 日本取引所グループ

取締役兼代表執行役グループCEO 齊藤 惇

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、電磁的方法により行使することができますので、いずれかの方法により、**平成25年6月17日（月曜日）午後4時45分まで**に到着するよう、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

■議決権行使に関するお願い

1. 書面（郵送）により議決権を行使いただく場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するよう、ご送付ください。

2. 電磁的方法（インターネット等）にて議決権を行使いただく場合

5頁及び6頁に記載の「インターネット等による議決権行使」をご覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotage.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

記

| | |
|--------|----------------------|
| 1. 日 時 | 平成25年6月18日（火曜日）午前10時 |
|--------|----------------------|

| | |
|--------|---|
| 2. 場 所 | 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール 平成25年1月1日付の経営統合に伴い、本店所在地を大阪府大阪市中央区から東京都中央区日本橋に移転しましたので、株主総会の開催場所を上記のとおり変更しております。 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
|--------|---|

| | |
|-------------|--|
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1 第12期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2 第12期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 議案 | 取締役14名選任の件 |

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主様ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができない株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jpx.co.jp/investor-relations/>）に掲載させていただきます。
- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしていただきます。また、インターネットにより複数回、またはパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしていただきます。

以上

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（7頁～15頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**平成25年6月17日（月曜日）午後4時45分まで**に到着するようにご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。

インターネット等による 議決権行使



当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただき、**平成25年6月17日（月曜日）午後4時45分まで**にご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。



議決権行使書による議決権行使

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【議案】

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ➡ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合

➡ 「賛」の欄に○印をし、
否認する候補者の番号をご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。

インターネット等による議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

インターネット等による議決権行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）^{*}から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
^{*}「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネット等による議決権行使は、平成25年6月17日（月曜日）の午後4時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2 インターネット等による議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ 信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

電話

0120-173-027

（受付時間▶9:00～21:00／通話料無料）

議案 取締役14名選任の件

取締役全員（13名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、経営体制の強化を目的とした取締役1名の増員を含めた取締役14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位 |
|-------|--------------------|-------------------------|
| 取締役 | | |
| 1 | 林 正和 | 取締役（取締役会議長就任予定） 再任 |
| 2 | 斉藤 惇 | 取締役兼代表執行役グループCEO 再任 |
| 3 | 米田 道生 | 取締役兼代表執行役グループCOO 再任 |
| 4 | 清田 瞭 | 取締役 新任 |
| 5 | 山道 裕己 | 取締役 新任 |
| 6 | 奥田 務 | 取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者 |
| 7 | 川本 裕子 | 取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者 |
| 8 | 久保利 英明 | 取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者 |
| 9 | 中務 裕之 | 取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者 |
| 10 | 広瀬 雅行 | 取締役 再任 |
| 11 | 本田 勝彦 | 取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者 |
| 12 | 松尾 邦弘 | 取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者 |
| 13 | 森本 滋 | 取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者 |
| 14 | チャールズ・デイトマース・レイク二世 | 取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者 |

候補者番号

1

はやし まさかず

林 正和

再任

生年月日

昭和20年4月6日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和43年 4月 大蔵省（現財務省）入省
 平成 4年 6月 同省証券局総務課長
 平成12年 6月 同省主計局長
 平成15年 1月 財務事務次官
 平成16年 7月 財務省顧問
 平成17年 7月 日本投資者保護基金理事長
 平成19年 8月 (株)東京証券取引所グループ取締役
 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人理事長（平成25年6月退任予定）
 平成25年 1月 当社取締役（現任・平成25年6月取締役会議長就任予定）

候補者番号

2

さいとう あつし

斉藤 惇

再任

生年月日

昭和14年10月18日生

当社株式所有数

2,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和38年 4月 野村證券(株)（現野村ホールディングス(株)）入社
 昭和63年12月 同社常務取締役
 平成 2年 6月 同社代表取締役専務
 平成 7年 6月 同社代表取締役副社長
 平成10年10月 スミセイ投資顧問(株)顧問
 平成11年 1月 住友ライフ・インベストメント(株)代表取締役社長
 平成14年 6月 同社取締役会長
 平成15年 4月 (株)産業再生機構代表取締役社長
 平成19年 5月 (株)東京証券取引所顧問
 平成19年 6月 同社代表取締役社長
 平成19年 8月 (株)東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長
 平成25年 1月 当社取締役兼代表執行役グループCEO（現任）
 (株)大阪証券取引所取締役（現任）
 (担当) グループCEO（最高経営責任者）、指名委員（委員長）、報酬委員
 (重要な兼職の状況)
 (株)大阪証券取引所取締役

| | | | | |
|-------------------|-----------------------------|----|---------------------|-------------------|
| 候補者番号 3 | よ ね だ み ち お 米田 道生 | 再任 | 生年月日 昭和24年6月14日生 | 当社株式所有数 9,800株 |
|-------------------|-----------------------------|----|---------------------|-------------------|

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年 4月 日本銀行入行
平成 7年 7月 同行秋田支店長
平成10年 5月 同行札幌支店長
平成12年 4月 大阪証券取引所常務理事
平成13年 4月 (株)大阪証券取引所常務取締役
平成14年10月 同社専務取締役
平成15年12月 同社代表取締役社長
平成22年 4月 同社代表取締役社長 社長執行役員
平成25年 1月 当社取締役兼代表執行役グループCOO (現任)
(株)東京証券取引所取締役 (現任)
(担当) グループCOO (最高業務執行責任者)、指名委員
(重要な兼職の状況)
(株)東京証券取引所取締役

| | | | | |
|-------------------|----------------------------|----|--------------------|---------------|
| 候補者番号 4 | き よ た あ ぎ ら 清田 瞭 | 新任 | 生年月日 昭和20年5月6日生 | 当社株式所有数 一株 |
|-------------------|----------------------------|----|--------------------|---------------|

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和44年 4月 大和証券(株) (現(株)大和証券グループ本社) 入社
平成 6年 6月 同社取締役東部本部長
平成 8年 5月 同社取締役債券・資金本部長
平成 9年 6月 同社常務取締役債券・資金本部長
平成 9年10月 同社代表取締役副社長
平成11年 4月 大和証券エスピーキャピタル・マーケッツ(株) (現大和証券(株)) 代表取締役社長
平成16年 6月 (株)大和証券グループ本社取締役副会長兼執行役
(株)大和総研理事長
平成20年 6月 (株)大和証券グループ本社取締役会長兼執行役
平成23年 4月 同社名誉会長(平成25年6月退任予定)

候補者番号

5

や ま じ ひ ろ み
山道 裕己

新任

生年月日

昭和30年3月8日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---|----------|---|
| 昭和52年 4月 | 野村証券(株) (現野村ホールディングス(株)) 入社 | 平成15年 6月 | 野村ホールディングス(株)執行役欧州地域マネジメント |
| 平成 6年12月 | 同社欧州インベストメント・バンキング業務部門長 | 平成17年 4月 | 野村証券(株)常務執行役インベストメント・バンキング担当 |
| 平成 9年 6月 | 同社人事部長 | 平成19年 4月 | 同社専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当 |
| 平成10年 6月 | 同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 | 平成20年10月 | 同社執行役兼専務インベストメント・バンキング部門管掌 |
| 平成12年 6月 | 同社常務取締役グローバルインベストメントバンキング兼インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 | 平成22年 6月 | 野村ホールディングス(株)専務インベストメント・バンキング エグゼクティブ・チェアマン |
| 平成14年 4月 | ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC (ロンドン) 社長 ノムラ・インターナショナルPLC (ロンドン) 社長 ノムラ・ホールディング・アメリカInc. (ニューヨーク) 会長 | 平成23年 4月 | 野村証券(株)専務インベストメント・バンキング担当 |
| | | 平成24年 8月 | 同社参事 ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC (ロンドン) 副会長 |
| | | 平成25年 4月 | 野村証券(株)顧問 (平成25年6月退任予定) |

候補者番号

6

お く だ つとむ
奥田 務

再任

独立役員

社外取締役候補者

生年月日

昭和14年10月14日生

当社株式所有数

900株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---|----------|---|
| 昭和39年 4月 | (株)大丸入社 | 平成22年 3月 | J. フロントリテイリング(株)代表取締役 会長兼最高経営責任者 |
| 平成 3年 9月 | (株)大丸オーストラリア代表取締役 | 平成25年 1月 | 当社社外取締役 (現任) |
| 平成 7年 5月 | (株)大丸取締役 | 平成25年 4月 | J. フロントリテイリング(株)取締役相談 役 (現任) |
| 平成 8年 5月 | 同社代表取締役常務取締役 | | (担当) 報酬委員 (委員長) |
| 平成 9年 3月 | 同社代表取締役社長 | | (重要な兼職の状況) |
| 平成15年 5月 | 同社代表取締役会長兼最高経営責任者 | | J. フロントリテイリング(株)取締役相談役 (株)りそなホールディングス社外取締役 (株)毎日放送社外監査役 |
| 平成18年 6月 | (株)大阪証券取引所社外取締役 | | |
| 平成19年 9月 | J. フロントリテイリング(株)代表取締役社長兼最高経営責任者 (株)大丸代表取締役会長 | | |

社外取締役候補者とした理由

奥田務氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

| | | | | |
|-------------------|--------------------------|------------------------|---------------------|-------------------|
| 候補者番号 7 | かわもと ゆうこ 川本 裕子 | 再任 独立役員 社外取締役候補者 | 生年月日 昭和33年5月31日生 | 当社株式所有数 2,400株 |
|-------------------|--------------------------|------------------------|---------------------|-------------------|

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年 4月 (株)東京銀行入行
 昭和63年 9月 マッキンゼー・アンド・カンパニー東京支社入社
 平成16年 4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 (現任)
 平成16年 6月 (株)大阪証券取引所社外取締役
 平成25年 1月 当社社外取締役 (現任)
 (担当) 指名委員
 (重要な兼職の状況)
 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
 東京海上ホールディングス(株)社外監査役

社外取締役候補者とした理由

川本裕子氏は、学識経験者としての専門的見地から金融業務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

| | | | | |
|-------------------|---------------------------|------------------------|---------------------|---------------|
| 候補者番号 8 | くぼり ひであき 久保利 英明 | 再任 独立役員 社外取締役候補者 | 生年月日 昭和19年8月29日生 | 当社株式所有数 一株 |
|-------------------|---------------------------|------------------------|---------------------|---------------|

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | |
|--|---|
| 昭和46年 4月 弁護士登録 (現任)・森綜合法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所) 入所 | (重要な兼職の状況) 東京証券取引所自主規制法人外部理事 |
| 平成10年 4月 日比谷パーク法律事務所代表 (現任) | 弁護士 |
| 平成13年 4月 第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 | 日比谷パーク法律事務所代表 ソースネクスト(株)社外監査役 |
| 平成16年 4月 大宮法科大学院大学教授 (現任) | 大宮法科大学院大学教授 |
| 平成23年 6月 (株)東京証券取引所グループ社外取締役 東京証券取引所自主規制法人外部理事 (現任) | 日本銀行コンプライアンス会議メンバー 金融庁総務企画局参事 (法令等遵守調査室顧問) 日本銀行金融取引等審査会委員 |
| 平成25年 1月 当社社外取締役 (現任) (担当) 指名委員 | 農林中央金庫経営管理委員 |

社外取締役候補者とした理由

久保利英明氏は、法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

| | | | | | |
|-------|------------------|----------|------|--------------|---------|
| 候補者番号 | な かつ が さ ひ ろ ゆ き | 再任 | 独立役員 | 生年月日 | 当社株式所有数 |
| 9 | 中務 裕之 | 社外取締役候補者 | | 昭和32年12月21日生 | 一株 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---|----------|---|
| 昭和56年10月 | デロイト・ハスキング・アンド・セルズ 公認会計士共同事務所（現有限責任監査 法人トーマツ）入所 | 平成21年 6月 | (株)大阪証券取引所社外監査役 |
| 昭和59年 9月 | 公認会計士登録（現任） | 平成25年 1月 | 当社社外取締役（現任） (株)大阪証券取引所社外監査役（平成25年 6月退任予定） |
| 昭和63年10月 | 税理士登録（現任） | | (担当) 監査委員 |
| 平成 元年11月 | 中務公認会計士・税理士事務所設立、同 事務所代表（現任） | | (重要な兼職の状況) 中務公認会計士・税理士事務所代表 |
| 平成19年 6月 | 日本公認会計士協会近畿会会長 | | フルサト工業(株)社外監査役 |

社外取締役候補者とした理由

中務裕之氏は、会計専門家としての立場から企業会計に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

| | | | | |
|-------|---------------|----|------------|---------|
| 候補者番号 | ひ ろ せ ま さ ゆ き | 再任 | 生年月日 | 当社株式所有数 |
| 10 | 広瀬 雅行 | | 昭和31年7月8日生 | 一株 |

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | |
|----------|---|
| 昭和54年 4月 | 東京証券取引所入所 |
| 平成15年 6月 | (株)東京証券取引所審査部長 |
| 平成16年 6月 | 同社情報システム部長 |
| 平成18年 4月 | 同社IT企画部長 |
| 平成18年 6月 | 同社IT企画部長兼開発運用部売買システム部長 |
| 平成19年 8月 | (株)東京証券取引所グループIT企画部長 (株)東京証券取引所IT開発部売買システム部長 |
| 平成21年 1月 | 同社IT開発部T d e x +システム部長兼IT管理室長 |
| 平成21年 6月 | (株)東京証券取引所グループ取締役 (株)東京証券取引所監査役（現任） |
| 平成25年 1月 | 当社取締役（現任） (担当) 監査委員 (重要な兼職の状況) (株)東京証券取引所監査役 |

| | | | | |
|--------------------|--------------------------|------------------------|---------------------|---------------|
| 候補者番号 11 | ほんだ かつひこ 本田 勝彦 | 再任 独立役員 社外取締役候補者 | 生年月日 昭和17年3月12日生 | 当社株式所有数 一株 |
|--------------------|--------------------------|------------------------|---------------------|---------------|

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-------------------------|----------|--|
| 昭和40年 4月 | 日本専売公社（現日本たばこ産業） 入社 | 平成18年 6月 | 同社取締役相談役 |
| 平成 4年 6月 | 同社取締役人事部長 | 平成21年 6月 | (株)東京証券取引所グループ社外取締役 (株)東京証券取引所社外取締役 |
| 平成 6年 6月 | 同社常務取締役人事労働グループリー ダー | | 日本たばこ産業(株)相談役 |
| 平成 7年 6月 | 同社常務取締役たばこ事業本部長 | 平成24年 6月 | 同社顧問（現任） |
| 平成 8年 6月 | 同社専務取締役たばこ事業本部長 | 平成25年 1月 | 当社社外取締役（現任） （担当） 指名委員 |
| 平成10年 6月 | 同社代表取締役副社長 | | （重要な兼職の状況） |
| 平成12年 6月 | 同社代表取締役社長 | | 日本たばこ産業(株)顧問 |

社外取締役候補者とした理由

本田勝彦氏は、企業経営に対する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

| | | | | |
|--------------------|--------------------------|------------------------|---------------------|---------------|
| 候補者番号 12 | まつお くにひろ 松尾 邦弘 | 再任 独立役員 社外取締役候補者 | 生年月日 昭和17年9月13日生 | 当社株式所有数 一株 |
|--------------------|--------------------------|------------------------|---------------------|---------------|

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---|----------|-------------------------------|
| 昭和41年 4月 | 司法修習生 | 平成25年 1月 | 当社社外取締役（現任） （担当） 監査委員（委員長） |
| 昭和43年 4月 | 東京地方検察庁検事 | | （重要な兼職の状況） |
| 平成 8年12月 | 同庁次席検事 | | 弁護士 |
| 平成10年 6月 | 法務省刑事局長 | | トヨタ自動車(株)社外監査役 |
| 平成11年12月 | 法務事務次官 | | 三井物産(株)社外監査役 |
| 平成16年 6月 | 検事総長 | | (株)小松製作所社外監査役 |
| 平成18年 9月 | 弁護士登録（現任） | | ブラザー工業(株)社外監査役 |
| 平成21年 6月 | (株)東京証券取引所グループ社外取締役 (株)東京証券取引所社外監査役（平成25年 6月退任予定） | | |

社外取締役候補者とした理由

松尾邦弘氏は、法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

13

もりもと しげる
森本 滋

再任 独立役員

社外取締役候補者

生年月日

昭和21年3月28日生

当社株式所有数

600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---------------------|----------|-------------------------------|
| 昭和44年 4月 | 京都大学法学部助手 | 平成23年10月 | 弁護士登録（現任） |
| 昭和46年 8月 | 京都大学法学部助教授 | 平成25年 1月 | 当社社外取締役（現任） |
| 昭和58年 6月 | 京都大学法学部教授 | | (株)大阪証券取引所社外取締役（平成25年7月退任予定） |
| 平成 4年 4月 | 京都大学大学院法学研究科教授 | | |
| 平成21年 4月 | 同志社大学大学院司法研究科教授（現任） | | （重要な兼職の状況） 同志社大学大学院司法研究科教授 |
| 平成21年 6月 | (株)大阪証券取引所社外取締役 | | 弁護士 |

社外取締役候補者とした理由

森本滋氏は、学識経験者としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

14

チャールズ・デイトマース・レイク二世

再任 独立役員

社外取締役候補者

生年月日

昭和37年1月8日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---|----------|--|
| 平成 4年 8月 | 米国通商代表部（USTR）日本部長 | 平成17年 4月 | 同社日本における代表者・副会長 |
| 平成 5年 7月 | 同代表部日本部長兼次席通商代表付法律顧問 | 平成18年 6月 | (株)東京証券取引所社外取締役 |
| 平成11年 6月 | アメリカンファミリー ライフ アシ ュアランス カンパニー オブ コロ ンバス日本支社（アメリカンファミ ー生命保険会社）執行役員・法律顧問 | 平成19年 8月 | (株)東京証券取引所グループ社外取締役 |
| 平成13年 7月 | 同社副社長 | 平成20年 7月 | アメリカンファミリー生命保険会社日 本における代表者・会長（現任） |
| 平成15年 1月 | 同社日本における代表者・社長 | 平成25年 1月 | 当社社外取締役（現任） （担当） 報酬委員 （重要な兼職の状況） アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・ 会長 |

社外取締役候補者とした理由

チャールズ・デイトマース・レイク二世氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 奥田務氏、川本裕子氏、久保利英明氏、中務裕之氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏は、社外取締役候補者であります。
3. 奥田務氏、川本裕子氏、久保利英明氏、中務裕之氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏は、(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
4. 社外取締役候補者が他社在任中に行われた法令・定款違反、不当な業務執行について
久保利英明氏につきましては、野村證券(株)の社外取締役在任中に、同社において、公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及びそのような状況のなか有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為が認められ、同社は、平成24年8月3日、金融庁から金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令を受けました。なお、同氏は既に同社を退任しておりますが、社外取締役であった同氏は、同社の取締役会等において法令遵守の徹底を求めるなど、その職責を果たしました。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約の締結
当社は、社外取締役である奥田務氏、川本裕子氏、久保利英明氏、中務裕之氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏との間で、賠償責任限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。なお、各社外取締役の選任が承認された場合、当社は、奥田務氏、川本裕子氏、久保利英明氏、中務裕之氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏との間で、同責任限定契約を継続する予定であります。
6. 社外取締役候補者が当社の社外取締役又は監査役に就任してからの年数
社外取締役候補者のうち、現在当社の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、奥田務氏については7年、川本裕子氏については9年、久保利英明氏については6か月、中務裕之氏については6か月、本田勝彦氏については6か月、松尾邦弘氏については6か月、森本滋氏については4年及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏については6か月となります。なお、社外取締役候補者のうち、中務裕之氏については、(株)大阪証券取引所の監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、4年となります。

以上

事業報告 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、欧州債務危機を巡る不確実性の高まりに伴う海外景気の減速、金融システムの収縮が懸念されるなど、景気下押しリスクを抱えた不透明な状況が続きましたが、政権交代に伴う景気回復への期待感から、持ち直しに向けた動きもみられる状況となりました。

当社は、平成25年1月1日付で、(株)東京証券取引所グループと(株)大阪証券取引所の経営統合により、(株)日本取引所グループとして発足し、新たなスタートを切りました。この統合により、現物取引とデリバティブ取引双方において国内での確固たる地位を確立し、金融商品の多様化、市場機能の集約、売買システムの統一化によりマーケットの魅力と利便性の向上を図り、グローバル競争力の強化を目指します。

このような状況のもと、当社グループ(本事業報告において、当社及びその子会社からなる企業集団を指しております。)は、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者に課せられた社会的な使命であることを認識し、我が国金融資本市場の基幹インフラとして安定した市場運営基盤を確立するとともに、市場の透明性と公正性を高め、市場利用者に豊富な流動性を提供することにより市場機能の一層の向上を図り、もって我が国金融資本市場の機能強化に資するため、「日本株市場の活性化」と「マーケットインフラの利便性・信頼性の一層の向上」を重点戦略として掲げ、諸施策に取り組んでまいりました。

次に、当連結会計年度の業績についてですが、上記の経営統合に伴い、当社の連結計算書類は、企業結合に関する会計基準等に基づき、(株)東京証券取引所グループの連結計算書類を引き継ぐこととなるため、(株)東京証券取引所グループの平成24年4月1日から平成24年12月31日までの連結業績に平成25年1月1日から平成25年3月31日までの当社の連結業績を合算した連結業績を記載しております。なお、当社は当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前期との比較は行っておりません。

当社グループの当連結会計年度の連結業績は、営業収益は717億8百万円、営業費用は521億52百万円、営業利益は195億55百万円、経常利益は216億31百万円となりました。

また、子会社が保有する資産の減損損失及び合併に係るFA報酬等を特別損失として計上したことなどから、税金等調整前当期純利益は194億4百万円、税金等調整後の当期純利益は109億41百万円となりました。

①取引参加料金

営業収益 **29,868**百万円

当連結会計年度の株式市場は、上半期は日本経済の抱える先行きの不透明感等から、株価、売買代金ともに伸び悩みましたが、下半期に入り政権交代後の金融緩和強化への期待感や円安の進行等を背景に株価が上昇、売買代金も拡大傾向をたどりました。また、デリバティブ市場も、下半期には株式市場の活況等に伴い、取引高が拡大しました。平成25年3月末時点におけるTOPIXは1034.71ポイントとなり、当連結会計年度の当社グループ市場における内国株券の1日平均売買代金（東証市場第一部、第二部及びマザーズ並びに大証市場第一部、第二部及びJASDAQ）は、1兆5,613億円となりました。また、当社グループ市場における日経平均先物取引の1日平均取引高（Largeとmini（Large換算）の合計）は、153,087単位、TOPIX先物取引の1日平均取引高は、68,204単位、長期国債先物取引の1日平均取引高は、38,700単位、日経225オプション取引の取引金額は、235億円となりました。

この結果、当連結会計年度の取引参加料金は、基本料が11億7百万円、現物取引料が152億4百万円、デリバティブ取引料が77億28百万円、その他アクセス料・売買システム施設使用料等が58億27百万円となり、合計で298億68百万円となりました。

当連結会計年度において、当社グループは市場の活性化のため、以下の取り組みを行ってまいりました。

(i) 投資家層の拡大

東日本大震災や歴史的な円高、欧州債務危機など、日本経済を取り巻く厳しい経済環境からの日本企業の前向きな変化を加速すべく、「+YOU日本経済応援プロジェクト（+YOUプロジェクト）」を開始し、その一環として、新たな投資家層の拡大に取り組みました。具体的には、個人投資家の裾野拡大のため、投資未経験層を対象としたセミナー「ニッポン応援全国キャラバン」を全国47都道府県・延べ70回以上にわたって展開し、累計4,300人以上の参加者を集めたほか、「東証アカデミー」を継続的に開催し、経済・金融リテラシーの普及・啓発活動に取り組みました。また、個人投資家の銘柄選択の際の参考となるよう、特定のテーマに関連した企業群を(株)東京証券取引所が選別し、定期的に紹介する取り組みも開始し、平成24年7月に第一回目として“ESG（Environmental（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治：ガバナンス））”をテーマに15銘柄を公表したことを皮切りに、平成25年2月には、経済産業省との共同企画として、企業における女性活用の推進や、ワークライフバランスの充実などを評価観点とした“女性の活躍”をテーマに17銘柄を公表するなど、計4回の公表を行いました。また、海外機関投資家への日本株キャラバンとして、日本株市場の魅力・取引制度等の情報提供やトップセールスを16都市にわたって実施するとともに、国内機関投資家向けには、金融機関等を対象にETFの投資促進を目的とした周知活動等を行いました。

さらに、制度面の改善による市場活性化をねらいとして、法令改正に向けて積極的な働きかけを行い、平成25年1月1日付で信用取引に係る委託保証金の計算方法等の見直しを実現し、保証金計算の基準となる時点をこれまでの受渡日から約定日に変更できることとしました。

(ii)ETF・REIT、デリバティブ市場の拡大

「ETF市場の拡大」に関しては、(株)東京証券取引所では、海外有力マーケットメイカーの新規獲得に向けた営業を推進するとともに、プロモーションに係るイベントの開催や、各種媒体を利用した投資情報の充実を図る等の取組みを進めました。また、TOPIXレバレッジ・インバース型ETF2銘柄に加え、海外市場のレバレッジ・インバース型指数に連動するETN4銘柄、人民元適格外国機関投資家（RQFII）制度に基づき香港にて組成されたETF2銘柄の重複上場など、商品ラインナップの更なる強化にも努め、この結果、当連結会計年度は新たに13銘柄のETF及びETNの上場を実現いたしました。

(株)大阪証券取引所では、個人投資家を主な対象としたETFの関連セミナーを実施したほか、平成24年4月に、日経平均レバレッジ・インバース型ETF2銘柄を上場し、投資家への新たなリスクヘッジ手段の提供を実現しました。

「REIT市場の拡大」に関しては、(株)東京証券取引所による上場準備企業へのサポート活動や、個人投資家向けイベント開催・参加、年2回の海外機関投資家向けグローバルプロモーション、ウェブサイト「Jリートview」を利用した投資情報の充実などのプロモーション活動を推進しました。この結果、4年半ぶりの新規公開が行われ、新たに6銘柄の上場が実現いたしました。

「デリバティブ市場の拡大」に関しては、(株)東京証券取引所では、エクイティ関連の新商品開発や海外指数関連商品の上場に向けた準備を継続するとともに、平成24年8月以降、有価証券オプション取引に係る手数料の見直し等を行いました。また、流動性の向上を図るため、マーケットメイカーやリテール証券をターゲットとした営業活動を継続的に行いました。

(株)大阪証券取引所では、エクイティ関連デリバティブの利便性向上を目指し、複数の銘柄の売付けと買付けを同時に成立させる指数先物取引のストラテジー取引について、平成24年11月に取引開始前から注文受付を可能とする等の制度の見直しを実施いたしました。また、業務提携先であるCMEグループの協力のもと、平成24年5月にダウ・ジョーンズ工業株平均株価を対象とした円建て先物取引を開始しました。営業・プロモーション面では、海外でのセミナー開催やイベントへの参加のほか、証券会社との共催による国内投資家向けセミナーの開催や証券会社を対象とするデリバティブ新商品の取扱い支援プログラムを実施しました。

平成25年1月には、インドのナショナル取引所との間で覚書を締結し、インドの代表的な株価指数であるCNX Nifty指数を対象とする先物取引を、(株)大阪証券取引所において開始すべく、準備を行うことで合意しました。

②上場関係収入

営業収益 **9,216**百万円

当連結会計年度は、IPOが大幅に増加し、IPO社数は、東証市場第一部・第二部12社（前期比6社増）、マザーズ25社（同11社増）、JASDAQ13社（同3社減）、TOKYO PRO Market2社（同1社増）となりました。上場会社数は、東証市場第一部・第二部2,128社（前期比19社増）、大証市場第一部・第二部199社（注）（同3社減）、マザーズ185社（同7社増）、JASDAQ905社（注）（同34社減）、TOKYO PRO Market3社（同2社増）となりました。

（注）東証市場との重複上場会社を除いております。

この結果、当連結会計年度の上場関係収入は、新規・追加上場料が31億18百万円、年間上場料が60億97百万円となり、合計で92億16百万円となりました。

当連結会計年度において、当社グループは市場の活性化のため、以下の取組みを行ってまいりました。

（i）IPOの拡大

「IPOの拡大」に関しては、上場準備企業、証券会社及び監査法人等のIPO関係者に対するプロモーション活動や、上場準備企業の特性・ステージに応じたサポート活動を通じて、国内外の投資魅力ある企業の上場を促進するとともに、各地方自治体・地元企業とのコミュニケーションや上場企業PRの推進に取り組みました。

（ii）上場会社向けサービスの拡充

「上場会社向けサービスの拡充」に関しては、(株)東京証券取引所では、英文資料配信サービスの拡充を図るため、平成24年12月、TDnetにおいて、決算短情報情報の自動翻訳機能を追加したほか、セミナーでの周知活動等を通じて、利用会社の更なる拡大に努めました。また、上場企業の魅力を伝える取組みとして、マザーズ上場会社を中心に、外部機関との連携によりアナリスト・カバレッジの充実を図り、平成24年9月からは、市場第二部銘柄のアナリストレポートの発行を開始しました。

(株)大阪証券取引所では、上場後間もない中堅・ベンチャー上場会社向けの支援を中心に上場会社向けサービスの拡充に取り組み、具体的には、IRサポートとして機関投資家向け個別説明会や個人投資家向け合同説明会を開催したほか、JASDAQ上場会社のアナリストレポートの作成を支援する「JASDAQアナリスト・プラットフォーム」の利用促進等、情報発信の強化や流動性の向上に努めました。

③情報関係収入

営業収益 **12,828**百万円

当連結会計年度の情報関係収入は、128億28百万円となりました。

当社グループは情報ビジネスの拡充のため、コーポレートアクション情報に係る配信サービスの拡充を(株)証券保管振替機構と共同して取り組むことについて基本合意し、平成26年2月にサービスを開始予定であることを公表しました。

営業収益 **10,916**百万円

④証券決済関係収入

当連結会計年度の証券決済関係収入は、109億16百万円となりました。

当社グループは、清算ビジネスの拡充のため、平成24年10月9日より、市場の主要プレーヤー21社を参加者として迎え、金利スワップ取引の清算業務を開始し、平成25年2月には清算対象取引を追加しました。また、更なる取扱い対象商品や利用者拡大に向けた制度検討を進めるとともに、CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）清算業務の利用者拡大にも取り組みました。さらに、(株)日本証券クリアリング機構（JSCC）は、(株)日本国債清算機関（JGBCC）と、業務面・システム面での効率化を含む一層の清算態勢の強化による市場の利便性、効率性及び安全性の向上を図るため、平成25年3月、合併に向けた協議を開始することを公表しました。

⑤マーケットインフラの利便性・信頼性の一層の向上のための取組み

以上の取組みのほか、我が国金融資本市場の基幹インフラとして、マーケットインフラの利便性・信頼性の一層の向上のため以下の取組みを行ってまいりました。

(i) 上場会社のガバナンス向上

(株)東京証券取引所では、平成24年5月に、独立役員及び社外役員の独立性に関する情報開示の拡充等を内容とする上場制度の改正を行い、同年11月には、独立役員の実務に関するハンドブックを全独立役員に配布する等の普及活動を行いました。また、独立役員の意義・役割や社外取締役の設置を奨励することとなった会社法改正についての解説に加え、独立役員の実務の一助となることを目的として、平成25年2月に「東証 独立役員セミナー」を開催しました。また、企業価値の向上を目指した経営の普及・促進を図る観点から、「企業価値向上表彰」を創設し、平成24年12月には、大賞受賞会社1社及び優秀賞受賞会社4社を決定・公表しました。

(ii) 変化に即した自主規制機能の発揮

公募増資に係る未公表重要事実に基づくインサイダー取引について、証券会社からの情報漏洩に端を発した事案が続発したことを踏まえ、我が国証券市場の国際的信認の回復を図るため、平成24年7月、公募増資銘柄の調査に特化した「公募増資審査室」を設置しました。また、証券会社の法人関係情報の管理態勢を専門的に検査する「特務考査チーム」、検査手法のさらなる強化に向けた検討を行うプロジェクトチームをそれぞれ編成するなど、公募増資事案に係る不公正取引の調査の徹底と再発の防止に向けた対応を実施してまいりました。

このほか、品質と効率のバランスの取れた上場審査業務を推進するとともに、積極的な外部発信活動を通じた「未然防止型」上場管理の推進に向けた取組みを継続しました。

(iii) 政策提言・情報発信の強化

日本株市場の成長・発展へ望ましい金融・証券税制の実現に向け、デリバティブの損益通算、PE (Permanent Establishment) 非課税措置、日本版ISAの改善等の税制改正を日本証券業協会を通じて要望しました。また、個人の老後の資産形成に向けた自助努力を支援するために、確定拠出年金の拡充に向けた検討を実施し、確定拠出年金をテーマとしたシンポジウムを平成24年12月に開催するなど、制度拡充に向けた提言の取りまとめを推進しました。

また、日本の金融資本市場全体の競争力強化に向けて、市場を巡る様々な環境変化や法制度等に関する調査・研究を推進しました。成果はJPXワーキング・ペーパーとしてその都度公表しており、平成24年9月には「東証市場における空売りの実態及び空売り規制の影響」を公表しました。

(iv) マーケットインフラの拡大・機能強化

平成25年7月に予定している現物市場、自主規制機能、清算機関の統合に係る関連諸制度の整備について、平成25年1月に制度要綱を公表しました。

(株)東京証券取引所では次世代マーケットの実現に向けて、次期arrowheadの構築や、arrownentへの外部機関からの接続・海外からのアクセシビリティ向上などの検討を行いました。また、(株)大阪証券取引所では、平成24年7月に清算システムの機器更改を実施したほか、顧客満足度の向上を目指し、デリバティブ売買システム「J-GATE」のネットワークゲートウェイ機器の準備期間の短縮や転用サービスの開始等、最終顧客まで意識したITサービスの向上に繋がる運営に取り組みました。

平成24年8月7日に(株)東京証券取引所で発生し金融庁による業務改善命令を受けたTdex+システムの障害及び平成25年3月4日に(株)大阪証券取引所で発生したJ-GATEシステムの障害では、多くの市場参加者の方々に御迷惑をおかけしましたが、再発防止措置を着実に実施し、同様の問題が生じることのないよう万全の対策を講じてまいります。

⑥ 営業費用

当連結会計年度の営業費用は、人件費が129億45百万円、不動産賃借料が58億42百万円、システム維持・運営費が86億99百万円、減価償却費が112億75百万円となったことに加え、のれんの償却費14億74百万円を計上したことなどから、521億52百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

売買システムや清算システムへの設備投資など、全体で約74億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

(株)東京証券取引所グループは、(株)大阪証券取引所への公開買付等に要する資金に充当するため、863億99百万円の借入れを行いました。

(4) 重要な企業再編等の状況

(株)東京証券取引所は、平成24年10月29日に締結した吸収分割契約に基づき、平成25年1月1日付で、(株)東京証券取引所グループから、当社が営むこととなる株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する事業を除く全ての事業を承継しました。

また、平成24年10月29日に締結した合併契約に基づき、平成25年1月1日付で、(株)大阪証券取引所を存続会社とし、(株)東京証券取引所グループを消滅会社とする吸収合併を行いました。

さらに、平成24年10月29日に締結した吸収分割契約に基づき、平成25年1月1日付で、(株)大阪証券取引所の株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する事業を除く全ての事業を新大証設立準備(株)（平成25年1月1日付で(株)大阪証券取引所に商号変更）に承継しました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

当社グループ

| 区分 | | 平成25年3月期 (当連結会計年度) |
|------------|-----|-----------------------|
| 営業収益 | 百万円 | 71,708 |
| 営業利益 | 百万円 | 19,555 |
| 経常利益 | 百万円 | 21,631 |
| 当期純利益 | 百万円 | 10,941 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 | 322.93 |
| 総資産 | 百万円 | 1,276,386 |
| 純資産 | 百万円 | 179,077 |
| 1株当たり純資産 | 円 | 3,215.06 |

(営業収益の内訳)

| 区分 | | 平成25年3月期 |
|----------|-----|----------|
| 取引参加料金 | 百万円 | 29,868 |
| 上場関係収入 | 百万円 | 9,216 |
| 情報関係収入 | 百万円 | 12,828 |
| 証券決済関係収入 | 百万円 | 10,916 |
| その他営業収益 | 百万円 | 8,879 |
| 合計 | 百万円 | 71,708 |

※1 当社は、平成25年1月1日付で(株)東京証券取引所グループと(株)大阪証券取引所の経営統合により発足したため、当連結会計年度のみを記載しております。

なお、平成25年3月期は、企業結合に関する会計基準等に基づき、(株)東京証券取引所グループの連結計算書類を引き継ぐこととなるため、(株)東京証券取引所グループの平成24年4月1日から平成24年12月31日までの連結業績に平成25年1月1日から平成25年3月31日までの当社の連結業績を合算したものとなります。なお、(株)東京証券取引所グループに係る直前3連結会計年度の財産及び損益の状況は次頁のとおりです。

※2 1株当たり当期純利益については、経営統合以前の期間を含む平成24年4月1日から平成25年3月31日までにおける期中平均株式数(33,881,156株)を基に算出しております。なお、経営統合以降の平成25年1月1日から3月31日までにおける期中平均株式数(54,906,910株)を基に算出した1株当たり当期純利益は、199円27銭となります。

(株)東京証券取引所グループ

| 区分 | | 平成22年3月期 | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 |
|----------------------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 営業収益 | 百万円 | 60,665 | 57,097 | 53,045 |
| 営業利益 | 百万円 | 14,824 | 13,596 | 9,159 |
| 経常利益 | 百万円 | 17,425 | 15,302 | 10,903 |
| 当期純利益 (△は損失) | 百万円 | △3,602 | 8,879 | 6,311 |
| 1株当たり当期純利益 (△は損失) | 円 | △1,584.27 | 3,905.07 | 2,775.98 |
| 総資産 | 百万円 | 391,075 | 514,405 | 345,247 |
| 純資産 | 百万円 | 116,940 | 124,782 | 127,122 |
| 1株当たり純資産 | 円 | 50,085.81 | 53,606.95 | 54,801.89 |

当社

| 区分 | 平成25年3月期 (当事業年度) | |
|------------|---------------------|----------|
| 営業収益 | 百万円 | 18,643 |
| 営業利益 | 百万円 | 5,612 |
| 経常利益 | 百万円 | 6,358 |
| 当期純利益 | 百万円 | 3,637 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 | 107.35 |
| 総資産 | 百万円 | 193,658 |
| 純資産 | 百万円 | 83,714 |
| 1株当たり純資産 | 円 | 1,524.65 |

※ 当社は、平成25年1月1日付で㈱東京証券取引所グループと㈱大阪証券取引所の経営統合により発足したため、当事業年度のみを記載しております。

なお、平成25年3月期は、企業結合に関する会計基準に基づき、㈱大阪証券取引所の平成24年4月1日から平成24年12月31日までの業績に、平成25年1月1日から平成25年3月31日までの当社の業績を合算したものととなります。㈱大阪証券取引所に係る直前3事業年度の財産及び損益の状況は以下のとおりです。

㈱大阪証券取引所

| 区分 | 平成22年3月期 | 平成23年3月期 | 平成24年3月期 | |
|------------|----------|------------|------------|----------|
| 営業収益 | 百万円 | 18,080 | 22,984 | 22,494 |
| 営業利益 | 百万円 | 6,121 | 7,582 | 8,323 |
| 経常利益 | 百万円 | 7,684 | 8,453 | 9,177 |
| 当期純利益 | 百万円 | 4,334 | 9,156 | 5,466 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 | 16,053.69 | 33,911.49 | 202.45 |
| 総資産 | 百万円 | 317,323 | 670,811 | 453,203 |
| 純資産 | 百万円 | 46,439 | 52,858 | 55,485 |
| 1株当たり純資産 | 円 | 171,998.46 | 195,773.01 | 2,055.02 |

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 住所 | 資本金 | 出資比率 (間接所有) | 主な事業内容 |
|-----------------|--------|-----------|----------------|----------------------|
| (株)東京証券取引所 | 東京都中央区 | 11,500百万円 | 100.0% | 市場運営業務 |
| (株)大阪証券取引所 | 大阪市中央区 | 4,723 | 100.0 | 市場運営業務 金融商品債務引受業務 |
| 東京証券取引所自主規制法人 | 東京都中央区 | 3,000 | 100.0 | 自主規制業務 |
| (株)日本証券クリアリング機構 | 東京都中央区 | 7,350 | 91.6 | 金融商品債務引受業務 |
| (株)東証システムサービス | 東京都中央区 | 100 | 80.0 (80.0) | システム開発等 |

(注) 1. 東京証券取引所自主規制法人の資本金の欄には、基本金の額を記載しております。

2. (株)日本証券クリアリング機構の出資比率は、A種類株式：99.3%、B種類株式：100.0%、C種類株式58.2%

4. 対処すべき課題

当社グループは、「創造性豊かで、公共性・信頼性のある質の高いサービスを提供する、アジア地域でもっとも選ばれる取引所」の実現を目指すことを将来ビジョンとして掲げています。

平成25年度から平成27年度を期間とする中期経営計画は、この将来ビジョン実現に向けた最初の3か年計画であり、アジア地域の他取引所に対して、信頼性、流動性、IPO件数、市場時価総額、収益性といった様々な指標に照らし、総合的な優位性を確保するとともに、成熟した当社グループのマーケット・インフラのアジア地域での効果的活用やアジア取引所との連携等を通じて、アジアの成長を支え、アジア市場でのプレゼンスを高めることを指向します。

この中期経営計画のもとで、当社グループが取り組むべき主な重要課題は、以下のとおりです。

(1) 新しい日本株市場の創造

- ・投資魅力の高い上場会社で構成される新指数の開発及びその普及・定着を図り、日本株の魅力を世界にアピールしてまいります。
- ・コーポレート・ガバナンスの改善に向けて、上場制度の見直し、上場会社表彰制度の浸透、機関投資家への個別訪問を通じた理解促進等に取り組み、世界における日本株の評価向上を目指します。
- ・arrowheadのリプレイスによるレイテンシー（処理速度）の一層の向上、取引の電子化・高速化に伴うリスク管理機能の増強に取り組み、世界トップクラスのシステム優位性を堅持していきます。
- ・呼値の刻みの見直しや、夜間現物市場の整備に取り組み、参加者の多様化によるマーケットの活性化を図ります。
- ・日本の金融資本市場強化に向けて、有識者会議の開催を通じた政策提言や、海外メディア等への積極的な情報発信等に取り組みます。
- ・運用残高と多様性で、アジアトップのETF市場の実現と、世界第3位のREIT市場の地位確立を目指します。
- ・上場準備前の会社や関係者への「種まき」活動から、上場準備中の会社に対する「ステージに応じたサポート」、上場して間もない会社への「成長支援」といった活動を通じて、企業の成長支援のためのIPOの推進を図ります。

(2) デリバティブ市場の拡大

- ・コモディティ・デリバティブ市場拡大の障害となる規制の見直しを働きかけるとともに、コモディティ分野への本格的な進出を図ります。
- ・国債関連商品の拡充・強化、海外指数を対象としたデリバティブ商品の開始や、OTCの受け皿となる新商品の開発・導入を進めるとともに、新商品の流動性獲得のため、市場参加者に対する営業・プロモーション活動を推進します。
- ・デリバティブ市場統合に伴う制度整備、取引時間の延長等を行うとともに、システム統合を契機とする市場参加者の拡大、国債先物、TOPIX先物市場への新規参入の促進を図るなど、統合を契機にダイナミックな制度改善を行います。
- ・次世代デリバティブシステムの導入時期・基本工程の策定や、導入により実現する新制度・新機能に関する基本方針を策定し、新たなマーケットデザインの構築を進めます。

(3) 取引所ビジネス領域の拡大

- ・OTCデリバティブに係る清算利用拡大に向けて、クライアント・クリアリング（顧客分取引の清算）の開始や、外貨建て金利スワップ等の取扱い開始、国債先物取引及び金利スワップ取引等のクロスマージンの導入などの制度整備を実現することにより、清算ビジネス拡大を軸とした収益源の多角化を図ります。
- ・上場インフラ市場の制度整備と上場の実現により、インフラ事業のプロジェクト・ファイナンスの拡大を図ります。

- ・アジア諸国の資金需給ギャップ解消への貢献のため、マーケットの利便性向上を目指し、アジアを中心とする新規発行体・投資家の開拓による、アジアトップクラスのプロ向け債券市場の活用・振興を図ります。

(4) 継続的な中長期的取組み

- ・昨年度より開始した「+YOUプロジェクト」の一層の拡充により、同プロジェクトの認知度の向上と投資行動への誘引力の強化を図り、日本株に係る個人投資家層の裾野拡大を図るとともに、デリバティブに係るイメージの改善・社会的機能の啓発に取り組むことにより、投資家層の厚いマーケットの形成を図ります。
- ・マーケットに対する信頼性向上のため、環境変化等に即した自主規制機能の発揮に努めるとともに、システム障害を踏まえた再発防止策・改善策を着実に実施します。

(5) 統合効果の早期実現

- ・重複するシステムの統合や事業拠点の整理・見直し、当社グループ全体での業務効率化及び業務執行体制の見直しなど、市況変動にフレキシブルなコスト構造への転換を図り、平成27年度には85億円のコスト削減を目指します。

なお、平成25年7月に予定している現物市場、自主規制機能、清算機関の統合では、現物市場を(株)東京証券取引所に集約、売買システムはarrowheadに統合（立会外取引はToSTNeTに統合）し、現物市場の統合にあわせて、デリバティブ市場の自主規制機能も含めて東京証券取引所自主規制法人に集約します。また、清算機関をJSCCに集約し、リスク管理機能の更なる向上と、証拠金の一本化実現による取引参加者の資金効率向上と流動性増加を図ります。これにより、現物市場は、市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ、TOKYO PRO Marketで構成（大証市場第一部・第二部上場会社は東証市場第一部・第二部に移管）されるマーケットとなります。

デリバティブ市場は平成26年3月に(株)大阪証券取引所に集約し、取引システムをJ-GATEに統合します。これにより、日経225関連、TOPIX関連、国債関連を含む幅広いデリバティブ商品が同一のプラットフォームで取引可能となります。

(6) 新たな企業カルチャーの創出

- ・効率的・創造的な新たな企業カルチャーを創出し、4つの“C”（Customer First（お客様第一主義）、Credibility（社会からの信頼確保）、Creativity（創造性の追求）、Competency（社員の能力発揮））の定着に向けた意識改革を実行します。

5. 主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

当社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引所持株会社としての認可を受け、傘下の子会社である(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所、東京証券取引所自主規制法人の経営管理を行う株式会社です。当社グループは、(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所が開設する取引所金融商品市場の開設・運営を主要な事業としております。

6. 主要な営業所 (平成25年3月31日現在)

当社

本店 東京都中央区日本橋兜町2番1号

子会社

(株)東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

(株)大阪証券取引所 大阪市中央区北浜一丁目8番16号

東京証券取引所自主規制法人 東京都中央区日本橋兜町2番1号

(株)日本証券クリアリング機構 東京都中央区日本橋兜町2番1号

(株)東証システムサービス 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

7. 使用人の状況 (平成25年3月31日現在)

当社グループ

| 使用人数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|---------|----------|
| 1,157名 | — | 41歳 2か月 | 15年 10か月 |

(注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む。) は含んでおりません。

2. 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前期末比増減は記載しておりません。

8. 主要な借入先の状況 (平成25年3月31日現在)

| 借入先 | 借入金の種類 | 借入金残高 |
|--------------|---------------|-----------|
| (株)七十七銀行 | 短期借入金 | 17,570百万円 |
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 1年内返済予定の長期借入金 | 86,399百万円 |

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

平成17年12月8日に発生したみずほ証券(株)によるジェイコム(株)株式の誤発注事件に関して、みずほ証券(株)から(株)東京証券取引所に対して、約415億円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、平成21年12月4日、同裁判所より(株)東京証券取引所に賠償金 (約107億円及び遅延損害金) の支払を命じる判決がなされました。平成21年12月18日、(株)東京証券取引所は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために同日までの遅延損害金を含め約132億円を支払いました。

当判決に対し、みずほ証券(株)が東京高等裁判所に控訴し、(株)東京証券取引所も附帯控訴しております。控訴審においては、平成25年3月18日に口頭弁論が終結し、和解協議を経て、平成25年7月24日に判決予定となっております。

II 株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 **290,000,000株**

(2) 発行済株式の総数 **54,906,910株**

(3) 株主数 **6,217名**

(4) 大株主

| 順位 | 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|----|-------------------------------|------------|-------|
| 1 | ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー | 2,553,658株 | 4.65% |
| 2 | SMB Cフレンド証券(株) | 1,515,500 | 2.76 |
| 3 | 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) | 1,453,400 | 2.65 |
| 4 | 三菱UF Jモルガン・スタンレー証券(株) | 1,160,250 | 2.11 |
| 5 | みずほ証券(株) | 1,097,500 | 2.00 |
| 6 | 藍澤証券(株) | 817,400 | 1.49 |
| 7 | (株)証券ジャパン | 798,400 | 1.45 |
| 8 | 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) | 761,700 | 1.39 |
| 9 | 岡地証券(株) | 757,600 | 1.38 |
| 10 | (株)三菱東京UF J銀行 | 755,700 | 1.38 |

III 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の状況（平成25年3月31日現在）

(1) 取締役

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|--------------------------|------------------------|--|--|
| 取締役兼 代表執行役 グループCEO | 斉 藤 惇 | グループCEO (最高経営責任者) 指名委員 (委員長) 報酬委員 | (株)大阪証券取引所取締役 |
| 取締役兼 代表執行役 グループCOO | 米 田 道 生 | グループCOO (最高業務執行責任者) 指名委員 | (株)東京証券取引所取締役 大阪中小企業投資育成(株)社外取締役 |
| 取締役 | 奥 田 務 | 報酬委員 (委員長) | J.フロントリテイリング(株)代表取締役会長兼最高経営責任者 (株)りそなホールディングス社外取締役 (株)毎日放送社外監査役 |
| 取締役 | 川 本 裕 子 | 指名委員 | 早稲田大学大学院 ファイナンス研究科教授 マネックスグループ(株)社外取締役 東京海上ホールディングス(株)社外監査役 伊藤忠商事(株)社外取締役 |
| 取締役 | 久保利 英 明 | 指名委員 | 東京証券取引所自主規制法人外部理事 弁護士 日比谷パーク法律事務所代表 ソースネクスト(株)社外監査役 大宮法科大学院大学教授 日本銀行コンプライアンス会議メンバー 金融庁総務企画局参事 (法令等遵守調査室顧問) 日本銀行金融取引等審査会委員 農林中央金庫経営管理委員 |
| 取締役 | 堺 屋 太 一 (本名：池口 小太郎) | 報酬委員 | (株)大阪証券取引所社外取締役 (株)堺屋太一事務所代表取締役 (株)堺屋太一研究所代表取締役 |
| 取締役 | 中 務 裕 之 | 監査委員 | (株)大阪証券取引所社外監査役 中務公認会計士・税理士事務所代表 フルサト工業(株)社外監査役 |
| 取締役 | 林 正 和 | | 東京証券取引所自主規制法人理事長 |
| 取締役 | 広 瀬 雅 行 | 監査委員 | (株)東京証券取引所監査役 |
| 取締役 | 本 田 勝 彦 | 指名委員 | 日本たばこ産業(株)顧問 |
| 取締役 | 松 尾 邦 弘 | 監査委員 (委員長) | (株)東京証券取引所社外監査役 弁護士 トヨタ自動車(株)社外監査役 三井物産(株)社外監査役 (株)小松製作所社外監査役 ブラザー工業(株)社外監査役 |
| 取締役 | 森 本 滋 | | (株)大阪証券取引所社外取締役 同志社大学大学院司法研究科教授 弁護士 |
| 取締役 | チャールズ・デイトマース・ レイク二世 | 報酬委員 | アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長 |

- (注) 1. 取締役奥田務氏、川本裕子氏、久保利英明氏、堺屋太一氏、中務裕之氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏は社外取締役であります。
2. 取締役奥田務氏、川本裕子氏、久保利英明氏、堺屋太一氏、中務裕之氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏は(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
3. 社外取締役の兼職先には、当社の完全子会社である(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所、当社が全額出資する東京証券取引所自主規制法人がありますが、その他の兼職先との間には、特筆すべき資本・取引関係はありません。
4. 取締役中務裕之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、平成24年11月20日に開催した臨時株主総会において、平成25年1月1日付で、(株)大阪証券取引所を吸収合併存続会社とし、(株)東京証券取引所グループを吸収合併消滅会社とする吸収合併にあわせて、委員会設置会社に移行したことから、取締役藤倉基晴氏、松本学氏、山澤光太郎氏、狩野芳徳氏、社外取締役川村雄介氏、佐々木茂夫氏及び監査役金田尚武氏、社外監査役岩城裕氏、中務裕之氏は任期満了により退任しました。なお、中務裕之氏は、同日付で当社社外取締役に就任しました。
6. 取締役奥田務氏は、平成25年4月1日付で、J.フロンティアテイリング(株)の取締役相談役に就任しました。
取締役川本裕子氏は、平成25年3月26日付で、ヤマハ発動機(株)社外取締役に退任しました。
取締役松尾邦弘氏は、平成25年3月28日付で、旭硝子(株)社外取締役に退任しました。

(2) 執行役

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|--------------------------|-----------|-----------------------------|--|
| 取締役兼代表 執行役グループ CEO | 齊 藤 惇 | グループCEO (最高経営責任者) | 〔(1) 取締役〕 参照 |
| 取締役兼代表 執行役グループ COO | 米 田 道 生 | グループCOO (最高業務執行責任者) | 〔(1) 取締役〕 参照 |
| 専務執行役 | 鈴 木 義 伯 | CIO (最高情報責任者) IT企画担当 | (株)東京証券取引所専務取締役 (株)東証システムサービス代表取締役社長 |
| 常務執行役 | 狩 野 芳 徳 | IT企画担当 | (株)大阪証券取引所取締役常務執行役員 |
| 常務執行役 | 宮 原 幸 一 郎 | 人事担当 | (株)東京証券取引所常務執行役員 |
| 常務執行役 | 山 澤 光 太 郎 | 総合企画・広報・IR・ CSR推進担当 | (株)大阪証券取引所取締役常務執行役員 (株)日本証券クリアリング機構取締役 |
| 執行役 | 岩 永 守 幸 | 総合企画・広報・IR・ CSR推進担当 | (株)東京証券取引所執行役員 (株)日本証券クリアリング機構取締役 (株)証券保管振替機構社外取締役 |
| 執行役 | 岩 崎 範 郎 | CFO (最高財務責任者) 総務・財務担当 | |
| 執行役 | 丸 山 雅 彦 | 総務・財務担当 | (株)大阪証券取引所上席執行役員 |

(注) 当社は、平成25年1月1日より、委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は基本報酬、賞与、自社株報酬で構成され、報酬委員会において決定します。

基本報酬は日々の業務遂行や経営への参画の対価として役位・職務内容に応じた額、賞与は単年度の業績向上に対するインセンティブとして、会社業績に応じて決定された賞与総額を各執行役の貢献度に従って配分した額、また、自社株報酬は、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして当社株式の購入に充てるもので、役位・職務内容に応じた額としています。

3. 取締役及び執行役並びに監査役の報酬等の総額

| 区分 | 支給人員 | 支給額 |
|------------------|-------------|----------------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 16名 (10) | 169百万円 (42) |
| 執行役 | 9 | 161 |
| 監査役 (うち社外監査役) | 3 (2) | 20 (7) |

- (注) 1. 取締役と執行役の兼務者については、取締役としての報酬は支払っておりません。
 2. 上記支給額には、平成25年4月8日開催の報酬委員会において決議された執行役への役員賞与の額85百万円を含んでおります。
 3. 当事業年度において、別途、東京証券取引所自主規制法人から社外取締役に對し、総額1百万円の役員報酬が支払われております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

| 地位 | 氏名 | 主な活動内容 |
|-----|------------------------|--|
| 取締役 | 奥田 務 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、平成25年1月1日以降開催の報酬委員会1回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 川本 裕子 | 当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、平成25年1月1日以降開催の指名委員会1回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 久保利 英明 | 平成25年1月1日以降開催の取締役会4回のうち3回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 堺屋 太一 (本名：池口 小太郎) | 当事業年度開催の取締役会13回のうち11回に出席し、また、平成25年1月1日以降開催の報酬委員会1回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 中務 裕之 | 平成25年1月1日以降開催の取締役会4回全てに出席し、また、同日以降に開催の監査委員会4回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 本田 勝彦 | 平成25年1月1日以降開催の取締役会4回全てに出席し、また、同日以降に開催の指名委員会1回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 松尾 邦弘 | 平成25年1月1日以降開催の取締役会4回全てに出席し、また、同日以降に開催の監査委員会4回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 森本 滋 | 当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | チャールズ・デイトマース・ レイク二世 | 平成25年1月1日以降開催の取締役会4回のうち3回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 川村 雄介 | 平成24年4月から同年12月までに開催の取締役会9回のうち8回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 佐々木 茂夫 | 平成24年4月から同年12月までに開催の取締役会9回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 岩城 裕 | 平成24年4月から同年12月までに開催の取締役会9回全てに出席し、また、同期間に開催した監査役会8回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 中務 裕之 | 平成24年4月から同年12月までに開催の取締役会9回全てに出席し、また、同期間に開催した監査役会8回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

(株)大阪証券取引所においては、社外取締役奥田務氏、川村雄介氏、川本裕子氏、堺屋太一氏、佐々木茂夫氏、森本滋氏及び社外監査役岩城裕氏、中務裕之氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金1百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としていました。また、(株)日本取引所グループ発足後においては、社外取締役奥田務氏、川本裕子氏、久保利英明氏、堺屋太一氏、中務裕之氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・ディトマス・レイク二世氏との間で、損害賠償責任限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任 あずさ監査法人 有限責任監査法人トーマツ

※有限責任 あずさ監査法人は平成24年11月20日をもって(株)大阪証券取引所の会計監査人を退任し、当社は、新たに有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しました。

2. 報酬等の額

(1) 有限責任 あずさ監査法人に対する報酬等の額

| | 支払額 |
|--|-------|
| ① (株)大阪証券取引所が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 10百万円 |
| ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 10百万円 |

(2) 有限責任監査法人トーマツに対する報酬等の額

| | 支払額 |
|--|-------|
| ① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 74百万円 |
| ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 71百万円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、会計監査人としての報酬等の額 | 15百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 上記のほか、当社の連結子会社である(株)日本証券クリアリング機構が作成した平成23年3月期及び平成24年3月期の米国会計基準に基づく財務諸表に対する監査報酬として25百万円を支払っております。

3. 非監査業務内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務報告に係る国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務及び経営統合に係る助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

・監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

- (1) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- (2) 監査委員会室に所属する社員は、室長1名を含む4名以上とする。

2. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

・監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

- (1) 監査委員会室に属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員）の同意を得る。
- (2) 執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意する。

3. 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

・監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規程として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

- (1) 執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- (2) 執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

4. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規程として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとします。

- (1) 代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

5. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会規則、執行役会規則、執行役規則、職務権限規則等を制定し、それらに定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行います。
- ・コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施します。
 - (1) (株)日本取引所グループ、(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所及び東京証券取引所自主規制法人（以下「日本取引所グループ各社」という。）に属する者が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観及び具体的な行動指針を示した日本取引所グループ企業行動憲章や社員の行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規程（情報管理に係るものを含む。）の制定、日本取引所グループ各社での共有及び遵守
 - (2) コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（CEO）、コンプライアンス担当役員（総務担当執行役）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置
 - (3) 公益通報制度として、当社及び子会社各社が利用可能な「コンプライアンス・ホットライン」を設置し運用
 - (4) 継続的な周知・教育活動として、日本取引所グループ各社の各部室のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、eラーニングによる研修の実施
- ・反社会的勢力の排除に向けて、日本取引所グループ企業行動憲章に基づき、次のとおり毅然たる対応を行います。
 - (1) 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努める。
 - (2) 反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める。
- ・CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施します。

6. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・日本取引所グループ各社が共有する情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用します。

7. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とします。
- ・日本取引所グループ各社が共有するリスク管理委員会規則を制定し、日本取引所グループ各社のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、リスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合にはCEOを委員長とするリスク管理委員会が「状況の総括的な把握」「事態の早期解決のための対応」等を行います。
- ・特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての日本取引所グループの責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼働に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図ります。

そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、特に日本取引所グループ各社が共有する「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等を予め定めておくことにより、適切な対応を図ります。
- ・また、市場開設者である日本取引所グループにとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの日本取引所グループの自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切

であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいいます。)については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図ります。

8. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・日本取引所グループ各社が社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図ります。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できるとし意思決定手続きの機動性向上を図ります。
- ・当社、子会社及び関連会社から成る関係会社全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定します。それらについては、経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら編成するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図ります。

9. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、そのうえで当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保を図ります。
- ・子会社それぞれにおいて、社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行うとともに、社員の行動規範を制定し、適切に運用します。
- ・当社は、経営管理契約及び関係会社管理規則に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、子会社に対し、必要に応じてリスク管理及びコンプライアンスに関する事項について助言等を行います。
- ・子会社の役員及び社員も、公益通報制度として当社が設置する「コンプライアンス・ホットライン」を利用できるとします。
- ・子会社それぞれにおいて、各社の業務内容や規模に応じ、子会社自らが内部監査を実施し又は当社の内部監査室が子会社の内部監査を実施します。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、取引所としての競争力強化と自主規制機能の向上のためのシステム開発や清算機関としてのリスクへの備えを目的とした内部留保の重要性に留意しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を40%程度とすることを目標とします。

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

また、当社は定款において、会社法に規定する中間配当を行うことができる旨定めております。

Ⅷ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収防衛策については、特に定めておりません。

ただし、当社株式等の一定数以上の取得・保有については、次のような法律による規制があります。

ご参考 ▶ 関係条文抜粋

① 金融商品取引法第103条の2第1項

何人も、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

② 金融商品取引法第106条の14第1項

何人も、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

③ 金融商品取引法第106条の17第1項

地方公共団体等は、第百六条の十四第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けて、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

◎ 本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については、四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-----------------|------------------|---------------------|------------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 1,095,466 | 流動負債 | 1,083,157 |
| 現金及び預金 | 120,808 | 営業未払金 | 3,221 |
| 営業未収入金 | 8,716 | 短期借入金 | 18,670 |
| 仕掛品 | 2,467 | 1年内返済予定の長期借入金 | 86,399 |
| 繰延税金資産 | 1,282 | 未払法人税等 | 6,312 |
| 売買・取引証拠金特定資産 | 789,201 | 賞与引当金 | 1,223 |
| 清算基金特定資産 | 161,086 | 役員賞与引当金 | 252 |
| 決済促進担保金特定資産 | 10,000 | 預り売買・取引証拠金 | 789,201 |
| その他 | 1,912 | 預り清算基金 | 161,086 |
| 貸倒引当金 | △9 | 預り決済促進担保金 | 10,000 |
| 固定資産 | 180,919 | 預り取引参加者保証金 | 3,169 |
| 有形固定資産 | 8,673 | その他 | 3,620 |
| 建物及び構築物 | 2,525 | 固定負債 | 14,151 |
| 土地 | 1,587 | 繰延税金負債 | 5,047 |
| その他 | 4,560 | 退職給付引当金 | 7,580 |
| 無形固定資産 | 90,744 | 預り信認金 | 600 |
| のれん | 67,374 | その他 | 922 |
| その他 | 23,370 | 負債合計 | 1,097,308 |
| 投資その他の資産 | 81,501 | 純資産の部 | |
| 投資有価証券 | 41,304 | 株主資本 | 167,440 |
| 長期貸付金 | 37 | 資本金 | 11,500 |
| 繰延税金資産 | 2,682 | 資本剰余金 | 59,726 |
| 信認金特定資産 | 600 | 利益剰余金 | 96,213 |
| 違約損失積立金特定資産 | 27,948 | その他の包括利益累計額 | 9,088 |
| その他 | 9,105 | その他有価証券評価差額金 | 9,088 |
| 貸倒引当金 | △177 | 少数株主持分 | 2,548 |
| 資産合計 | 1,276,386 | 純資産合計 | 179,077 |
| | | 負債純資産合計 | 1,276,386 |

連結損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|-----------------------|--------|---------------|
| 営業収益 | | 71,708 |
| 取引参加料金 | 29,868 | |
| 上場関係収入 | 9,216 | |
| 情報関係収入 | 12,828 | |
| 証券決済関係収入 | 10,916 | |
| その他 | 8,879 | |
| 営業費用 | | 52,152 |
| 営業利益 | | 19,555 |
| 営業外収益 | | 2,255 |
| 受取利息 | 306 | |
| 受取配当金 | 949 | |
| 持分法による投資利益 | 395 | |
| 過剰金 | 316 | |
| その他 | 288 | |
| 営業外費用 | | 180 |
| 支払利息 | 110 | |
| オフィス移転関連費用 | 44 | |
| その他 | 24 | |
| 経常利益 | | 21,631 |
| 特別損失 | | 2,227 |
| 減損損失 | 1,554 | |
| 統合関連費用 | 673 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 19,404 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8,640 | |
| 法人税等調整額 | △571 | |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 11,336 |
| 少数株主利益 | 394 | |
| 当期純利益 | | 10,941 |

連結株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | |
|---------------|---------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 11,500 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | 11,500 |
| 資本剰余金 | |
| 当期首残高 | 25,358 |
| 当期変動額 | |
| 合併による増加 | 34,367 |
| 当期変動額合計 | 34,367 |
| 当期末残高 | 59,726 |
| 利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 87,205 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △1,932 |
| 当期純利益 | 10,941 |
| 当期変動額合計 | 9,008 |
| 当期末残高 | 96,213 |
| 自己株式 | |
| 当期首残高 | △4,332 |
| 当期変動額 | |
| 合併による増加 | 4,332 |
| 当期変動額合計 | 4,332 |
| 当期末残高 | — |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 119,731 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △1,932 |
| 当期純利益 | 10,941 |
| 合併による増加 | 38,700 |
| 当期変動額合計 | 47,708 |
| 当期末残高 | 167,440 |

(単位：百万円)

| | |
|-------------------------|---------|
| その他の包括利益累計額 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 4,873 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 4,214 |
| 当期変動額合計 | 4,214 |
| 当期末残高 | 9,088 |
| その他の包括利益累計額合計 | |
| 当期首残高 | 4,873 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 4,214 |
| 当期変動額合計 | 4,214 |
| 当期末残高 | 9,088 |
| 少数株主持分 | |
| 当期首残高 | 2,516 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 31 |
| 当期変動額合計 | 31 |
| 当期末残高 | 2,548 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 127,122 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △1,932 |
| 当期純利益 | 10,941 |
| 合併による増加 | 38,700 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 4,246 |
| 当期変動額合計 | 51,955 |
| 当期末残高 | 179,077 |

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社名：(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所、東京証券取引所自主規制法人、
(株)日本証券クリアリング機構、及び(株)東証システムサービス

このうち、(株)大阪証券取引所については、当連結会計年度において新たに設立したことにより連結子会社を含めることとし、(株)TOKYO AIM取引所については、当連結会計年度において連結子会社である(株)東京証券取引所が吸収合併したことに伴い、連結子会社から除外しております。

影響の概要については、「Ⅵ. 企業結合に関する注記」に記載しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

会社名：(株)証券保管振替機構、(株)ICJ、(株)東証コンピュータシステム、(株)日本国債清算機関

(2) 持分法を適用していない関連会社

排出量取引所設立準備(株)は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品：個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

(追加情報)

当社グループ（㈱大阪証券取引所（旧大証）を除く）は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しておりましたが、旧大証との経営統合を契機に見直した結果、当連結会計年度から定額法に変更いたしました。

この変更は、主に次の2つの理由によるものであります。

イ、一体で管理・運用しているシステムのハードウェア及びソフトウェアの大半をソフトウェアが占めているため、有形固定資産であるハードウェアの償却方法をソフトウェアと同じ定額法に一致させる方が使用実態に即しております。

ロ、有形固定資産の維持修繕に係る費用が概ね使用期間に応じて平準的に発生していることから、減価償却費の期間按分も定額法の採用により平準化した方がより経済的実態を反映した期間計算を行うこととなります。

この変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益は641百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ650百万円増加しております。

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

③役員賞与引当金

取締役、理事、執行役員及び執行役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異は、一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

②債務引受に係る会計処理

金融商品債務引受業及び金融商品取引法第156条の6第1項の業務により引き受ける債務及び取得する債権の会計処理は、当該債務及び債権の決済時に処理する方法によっております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生日以後、投資効果の発現する期間等（20年）で均等償却しております。

4. 会計上の見積りの変更

当社の連結子会社である㈱大阪証券取引所は、システムの移行を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、当連結会計年度において耐用年数の見直しを行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ107百万円減少しております。

(追加情報)

当社の関連会社である㈱証券保管振替機構は、新システムの稼働を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、当連結会計年度において耐用年数の見直しを行っております。

当社の連結子会社である㈱東京証券取引所は、システムの移行を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、当連結会計年度において耐用年数の見直しを行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益は546百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ634百万円減少しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

| | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 21,898百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| 従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 | 2,824百万円 |

3. 係争事件

平成17年12月8日に発生したみずほ証券(株)によるジェイコム(株)株式の誤発注事件に関して、みずほ証券(株)から当社の連結子会社である(株)東京証券取引所に対して、41,578百万円の損害賠償を請求する訴訟が東京地方裁判所に提起されておりましたが、平成21年12月4日、同裁判所より同社に賠償金（10,712百万円及び遅延損害金）の支払を命じる判決がなされました。平成21年12月18日、同社は仮執行宣言付判決に基づく強制執行を免れるために同日までの遅延損害金を含め13,213百万円を支払いました。

当判決に対し、みずほ証券(株)が東京高等裁判所に控訴し、(株)東京証券取引所が附帯控訴しております。控訴審においては、平成25年3月18日に口頭弁論が終結し、現在は裁判所の和解勧告により協議中であります。

4. 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

当社の連結子会社である(株)東京証券取引所、(株)大阪証券取引所及び(株)日本証券クリアリング機構（以下、「当取引所等」といいます。）は、市場における証券取引の安全性を確保するため、金融商品取引法及び当取引所等の関連規則に基づき清算預託金等の諸制度を設けております。(株)日本証券クリアリング機構及び(株)大阪証券取引所は、金融商品取引清算機関として、各清算参加者の有価証券の売買等により発生する債務の引受及び債権の取得等を行うことから、決済終了までにおける清算参加者の債務不履行により被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各清算参加者から清算預託金等の預託を受けております。また、(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、金融商品取引法等に基づき各取引参加者から信託金の預託を受けております。いずれも預託される資産は、金銭又は代用有価証券（当取引所等の規則で認められたものに限る。）で、当取引所等の資産とは分別して管理を行っており、このうち金銭については、それぞれの預託目的を示した科目で資産及び負債に区分掲記しております。

なお、代用有価証券の当連結会計年度末日現在の時価は次のとおりであります。

| | |
|-----------------|--------------|
| ① 売買証拠金代用有価証券 | －百万円 |
| ② 取引証拠金代用有価証券 | 1,550,077百万円 |
| ③ 清算基金代用有価証券 | 365,027百万円 |
| ④ 決済促進担保金代用有価証券 | 94,112百万円 |
| ⑤ 信託金代用有価証券 | 1,582百万円 |

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品に限定しており、また、投資などに必要な資金は借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である営業未収入金は顧客である取引参加者等の信用リスクに晒されていますが、当社グループの規則に基づき、財務状況の継続的なモニタリング等を行っております。

有価証券及び投資有価証券は、資金運用を目的に保有する国債や業務提携等に関連して保有する株式等であります。市場価格により変動する株式の時価等については、定期的に取り締役に報告しております。

売買・取引証拠金、清算基金、決済促進担保金、信認金、取引参加者保証金及び違約損失積立金は、証券取引の安全性を確保するための諸制度に基づく資産及び負債であります（当該資産及び負債については、「Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記 4. 証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債」をご参照ください。）。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表 計上額（*） | 時価（*） | 差額 |
|------------------|-------------------|-----------|----|
| (1) 現金及び預金 | 120,808 | 120,808 | － |
| (2) 営業未収入金 | 8,716 | 8,716 | － |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| ①満期保有目的の債券 | 1,583 | 1,598 | 14 |
| ②その他有価証券 | 30,833 | 30,833 | － |
| (4) 売買・取引証拠金特定資産 | 789,201 | 789,201 | － |
| (5) 清算基金特定資産 | 161,086 | 161,086 | － |
| (6) 決済促進担保金特定資産 | 10,000 | 10,000 | － |
| (7) 信認金特定資産 | 600 | 600 | － |
| (8) 違約損失積立金特定資産 | 27,948 | 27,948 | － |
| 資産計 | 1,150,779 | 1,150,794 | 14 |
| (9) 預り売買・取引証拠金 | (789,201) | (789,201) | － |
| (10) 預り清算基金 | (161,086) | (161,086) | － |
| (11) 預り決済促進担保金 | (10,000) | (10,000) | － |
| (12) 預り取引参加者保証金 | (3,169) | (3,169) | － |
| 負債計 | (963,458) | (963,458) | － |

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金及び(2) 営業未収入金

預金及び営業未収入金はすべて短期であり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

時価は、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の売買参考統計値によっております。

また、満期保有目的の債券の連結貸借対照表計上額と時価との差額及びその他有価証券の取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は以下のとおりです。

① 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

| | 種類 | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------|---------|----------------|-------|----|
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの | 国債・地方債等 | 1,583 | 1,598 | 14 |
| 時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの | 国債・地方債等 | — | — | — |
| 合計 | | 1,583 | 1,598 | 14 |

② その他有価証券

(単位：百万円)

| | 種類 | 取得原価 | 連結貸借対照表計上額 | 差額 |
|------------------------|----|--------|------------|--------|
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | 16,712 | 30,833 | 14,121 |
| 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株式 | — | — | — |
| 合計 | | 16,712 | 30,833 | 14,121 |

(4) ～(12) の証券取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

時価は帳簿価額によっております。

(13) デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額8,886百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券②其他有価証券」には含めておりません。

また、預り信託金（連結貸借対照表計上額600百万円）についても同様の理由から、金融商品の時価等に関する事項を開示しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 |
|--------------------|---------|---------|
| 現金及び預金 | 120,808 | — |
| 営業未収入金 | 8,716 | — |
| 有価証券及び投資有価証券 | | |
| 満期保有目的の債券（国債・地方債等） | — | 1,568 |
| 合計 | 129,524 | 1,568 |

V. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,215円06銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 322円93銭 |

(注) 当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

VI. 企業結合に関する注記

1. 取得による企業結合（公開買付による株式取得）

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内訳

被取得企業の名称 (株)大阪証券取引所（旧大証）

事業の内容 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う取引所金融商品市場の開設。金融商品債権引受業。

②企業結合を行った主な理由

(株)東京証券取引所グループが旧大証を子会社化した上で、将来的に、現物市場とデリバティブ市場という異なる強みを持つ東京・大阪の両取引所を経営統合することにより、幅広い金融商品の提供、システムコストの削減、より高度なシステム開発余力の拡大、参加者の資本効率の向上などの大きなシナジー効果を得ることを目的としております。

- ③企業結合日
平成24年8月29日
- ④企業結合の法的形式
公開買付による株式取得
- ⑤結合後企業の名称
(株)大阪証券取引所
- ⑥取得した議決権比率
66.7%
- ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠
(株)東京証券取引所グループが旧大証の議決権の過半数を取得し、連結子会社化したことによります。
- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
平成24年10月1日から平成25年3月31日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及びその内訳
- | | | |
|------------|----------------------|-----------|
| 取得の対価 | 現金を対価とする公開買付による株式取得額 | 86,399百万円 |
| 取得に直接要した費用 | アドバイザー費用等 | 543百万円 |
| 取得原価 | | 86,942百万円 |
- (4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ①発生したのれん
49,083百万円
- ②発生原因
主としてデリバティブ市場に期待される超過収益力であります。
- ③償却方法及び償却期間
20年間にわたる均等償却
- (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|------------|
| 流動資産 | 401,588百万円 |
| 固定資産 | 33,654百万円 |
| 資産合計 | 435,243百万円 |
| 流動負債 | 375,641百万円 |
| 固定負債 | 2,812百万円 |
| 負債合計 | 378,454百万円 |

2. 共通支配下の取引等（合併）

(1) 取引の概要及び実施した会計処理の概要（㈱東京証券取引所と㈱TOKYO AIM取引所との合併）

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

| | |
|---------|-------------------------------------|
| 結合企業の名称 | ㈱東京証券取引所 |
| 事業の内容 | 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う取引所金融商品市場の開設。 |

| | |
|----------|-----------------|
| 被結合企業の名称 | ㈱TOKYO AIM取引所 |
| 事業の内容 | 特定取引所金融商品市場の開設。 |

② 企業結合日

平成24年7月1日

③ 企業結合の法的形式

㈱東京証券取引所を吸収合併存続会社とし、㈱TOKYO AIM取引所を吸収合併消滅会社とした合併。

④ 結合後企業の名称

㈱東京証券取引所

⑤ その他取引の概要に関する事項（取引の目的を含む。）

㈱TOKYO AIM取引所が運営していたプロ投資家向け市場の基盤が確立し、今後は㈱東京証券取引所でプロ投資家向け市場のさらなる育成を行うことが最善であると判断し、合併いたしました。

⑥実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(2) 取引の概要及び実施した会計処理の概要（㈱東京証券取引所グループと㈱大阪証券取引所（旧大証）との合併）

①被取得企業の名称及びその事業の内容

| | |
|----------|---|
| 被取得企業の名称 | ㈱大阪証券取引所（旧大証） |
| 事業の内容 | 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行う取引所金融商品市場の開設。金融商品債務引受業。 |

②企業結合日

平成25年1月1日

③企業結合の法的形式

旧大証を吸収合併存続会社とし、㈱東京証券取引所グループを吸収合併消滅会社とした合併。

④結合後企業の名称

㈱日本取引所グループ

⑤その他取引の概要に関する事項

現物市場とデリバティブ市場という異なる強みを持つ東京・大阪の両取引所を経営統合することにより、幅広い金融商品の提供、システムコストの削減、より高度なシステム開発余力の拡大、参加者の資本効率の向上などの大きなシナジー効果を得ることを目的としております。

⑥実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

なお、法的形式において吸収合併消滅会社となる㈱東京証券取引所グループが、吸収合併存続会社である旧大証の親会社であることから、企業結合に関する会計上は、㈱東京証券取引所グループが旧大証の少数株主から株式を追加取得したものととして処理しております。

⑦子会社株式の追加取得に関する事項

a 被取得企業の取得原価及びその内訳

企業結合日に交付した当社の株式の時価 38,700百万円

b 株式の種類の変換比率

(株)東京証券取引所グループの普通株式1株：当社の普通株式 20.19株

(注) 平成23年11月22日付で締結した統合契約では、(株)東京証券取引所グループ株式1株に対して、旧大証の株式0.2019株を割当て交付することで合意しておりましたが、旧大証は平成25年1月1日付で普通株式1株を100株に分割する株式分割及び単元株制度の採用を合併に先んじて行ったことから、平成24年10月29日付で締結した合併契約において、本株式分割及び本単元株制度の採用の効力発生を条件として、(株)東京証券取引所グループ株式1株に対して、旧大証の株式20.19株を割当て交付することに変更しました。ただし、(株)東京証券取引所グループが保有する自己株式26,260株については、本合併による株式の割当ては行っておりません。

c 株式交換比率の算定方法

(株)東京証券取引所グループは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)、野村證券(株)及び大和証券キャピタル・マーケッツ(株) (平成24年4月1日付で大和証券(株)と統合し、大和証券(株)となりました。)を、旧大証はゴールドマン・サックス証券(株)、SMB C日興証券(株)及びMoelis & Company UK LLPをそれぞれ第三者機関として選定して本合併比率の算定を依頼し、その算定結果をもとに当事者間で協議の上、算定しました。

d 交付した株式数

旧大証の普通株式 45,906,810株

e 発生したのれんに関する事項

発生したのれんの金額 19,764百万円

発生原因 取得原価が減少する少数株主持分を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

償却方法及び償却期間 20年にわたる均等償却

3. 共通支配下の取引等 (会社分割)

(1) 取引の概要及び実施した会計処理の概要 (株)東京証券取引所グループから(株)東京証券取引所への会社分割)

①分割の対象となった会社の名称及びその事業の内容

| | |
|-------|--|
| 会社の名称 | (株)東京証券取引所グループ |
| 事業の内容 | 統合持株会社が営むこととなる株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附随する事業を除く全ての事業。 |

②企業結合日

平成25年1月1日

③企業結合の法的形式

(株)東京証券取引所グループを分割会社、(株)東京証券取引所 (当社の連結子会社) を承継会社とする会社分割。

④結合後企業の名称

(株)東京証券取引所

⑤その他取引の概要に関する事項

(株)東京証券取引所グループと(株)大阪証券取引所(旧大証)の合併後における統合持株会社への移行を円滑に行うことを目的としております。

⑥実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行っております。

(2) 取引の概要及び実施した会計処理の概要(株)日本取引所グループから新大証設立準備(株)への会社分割)

①分割の対象となった会社の名称及びその事業の内容

会社の名称 (株)日本取引所グループ

事業の内容 統合持株会社として営むこととなる株式会社金融商品取引所の経営管理及びこれに附帯する事業を除く全ての事業。

②企業結合日

平成25年1月1日

③企業結合の法的形式

(株)日本取引所グループを分割会社、新大証設立準備(株)(注)(当社の連結子会社)を承継会社とする会社分割。

(注)平成25年1月1日付で「新大証設立準備(株)」から「(株)大阪証券取引所」へ商号を変更いたしました。

④結合後企業の名称

(株)大阪証券取引所

⑤その他取引の概要に関する事項

(株)東京証券取引所グループと(株)大阪証券取引所(旧大証)の合併後における統合持株会社への移行を円滑に行うことを目的としております。

⑥実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

計算書類

貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 31,723 |
| 現金及び預金 | 31,318 |
| 営業未収入金 | 0 |
| 前払費用 | 41 |
| 繰延税金資産 | 149 |
| その他 | 214 |
| 固定資産 | 161,934 |
| 有形固定資産 | 15 |
| 建物 | 2 |
| 車両運搬具 | 5 |
| 工具、器具及び備品 | 7 |
| 無形固定資産 | 26 |
| ソフトウェア | 7 |
| その他 | 19 |
| 投資その他の資産 | 161,893 |
| 投資有価証券 | 31,303 |
| 関係会社株式 | 116,998 |
| 関係会社出資金 | 3,000 |
| 長期前払費用 | 0 |
| 違約損失積立金特定資産 | 10,580 |
| その他 | 10 |
| 資産合計 | 193,658 |

| 科目 | 金額 |
|---------------------|----------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 104,878 |
| 営業未払金 | 139 |
| 短期借入金 | 17,570 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 86,399 |
| 未払金 | 15 |
| 未払費用 | 85 |
| 未払法人税等 | 279 |
| 預り金 | 13 |
| 前受収益 | 0 |
| 賞与引当金 | 221 |
| 役員賞与引当金 | 103 |
| その他 | 49 |
| 固定負債 | 5,066 |
| 繰延税金負債 | 5,014 |
| その他 | 52 |
| 負債合計 | 109,944 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 74,625 |
| 資本金 | 11,500 |
| 資本剰余金 | 23,903 |
| 資本準備金 | 3,000 |
| その他資本剰余金 | 20,903 |
| 利益剰余金 | 39,222 |
| その他利益剰余金 | 39,222 |
| 別途積立金 | 5,302 |
| 繰越利益剰余金 | 33,919 |
| 評価・換算差額等 | 9,088 |
| その他有価証券評価差額金 | 9,088 |
| 純資産合計 | 83,714 |
| 負債純資産合計 | 193,658 |

損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|-----------------|-------|---------------|
| 営業収益 | | 18,643 |
| 取引参加料金 | 8,368 | |
| 上場関係収入 | 1,286 | |
| 情報関係収入 | 3,238 | |
| 証券決済関係収入 | 2,041 | |
| 経営管理料 | 1,941 | |
| その他 | 1,767 | |
| 営業費用 | | 13,031 |
| 営業利益 | | 5,612 |
| 営業外収益 | | 786 |
| 受取利息 | 364 | |
| 受取配当金 | 217 | |
| 助成金収入 | 163 | |
| その他 | 41 | |
| 営業外費用 | | 40 |
| 支払利息 | 39 | |
| その他 | 0 | |
| 経常利益 | | 6,358 |
| 特別損失 | | 411 |
| 統合関連費用 | 411 | |
| 税引前当期純利益 | | 5,947 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,952 | |
| 法人税等調整額 | 357 | |
| 当期純利益 | | 3,637 |

株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | |
|-----------------|---------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 4,723 |
| 当期変動額 | |
| 合併による増加 | 6,776 |
| 当期変動額合計 | 6,776 |
| 当期末残高 | 11,500 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 当期首残高 | 4,825 |
| 当期変動額 | |
| 資本準備金の取崩 | △1,825 |
| 当期変動額合計 | △1,825 |
| 当期末残高 | 3,000 |
| その他資本剰余金 | |
| 当期首残高 | — |
| 当期変動額 | |
| 資本準備金の取崩 | 1,825 |
| 会社分割による減少 | △646 |
| 合併による増加 | 106,666 |
| 自己株式の消却 | △86,942 |
| 当期変動額合計 | 20,903 |
| 当期末残高 | 20,903 |
| 資本剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 4,825 |
| 当期変動額 | |
| 会社分割による減少 | △646 |
| 合併による増加 | 106,666 |
| 自己株式の消却 | △86,942 |
| 当期変動額合計 | 19,077 |
| 当期末残高 | 23,903 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 当期首残高 | 322 |
| 当期変動額 | |
| 利益準備金の取崩 | △322 |
| 当期変動額合計 | △322 |
| 当期末残高 | — |

(単位：百万円)

| | |
|--------------------------|---------|
| その他利益剰余金 | |
| 現物取引違約損失積立金 | |
| 当期首残高 | 3,569 |
| 当期変動額 | |
| 会社分割による減少 | △3,569 |
| 当期変動額合計 | △3,569 |
| 当期末残高 | — |
| 先物・オプション取引違約損失積立金 | |
| 当期首残高 | 7,011 |
| 当期変動額 | |
| 会社分割による減少 | △7,011 |
| 当期変動額合計 | △7,011 |
| 当期末残高 | — |
| 別途積立金 | |
| 当期首残高 | 5,302 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | 5,302 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 29,730 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △3,240 |
| 利益準備金の取崩 | 322 |
| 合併による増加 | 3,469 |
| 当期純利益 | 3,637 |
| 当期変動額合計 | 4,189 |
| 当期末残高 | 33,919 |
| 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 45,936 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △3,240 |
| 会社分割による減少 | △10,580 |
| 合併による増加 | 3,469 |
| 当期純利益 | 3,637 |
| 当期変動額合計 | △6,714 |
| 当期末残高 | 39,222 |

(単位：百万円)

| | |
|-----------------------|---------|
| 自己株式 | |
| 当期首残高 | — |
| 当期変動額 | |
| 合併による増加 | △86,942 |
| 自己株式の消却 | 86,942 |
| 当期変動額合計 | — |
| 当期末残高 | — |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 55,485 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △3,240 |
| 会社分割による減少 | △11,226 |
| 合併による増加 | 29,969 |
| 当期純利益 | 3,637 |
| 当期変動額合計 | 19,140 |
| 当期末残高 | 74,625 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 0 |
| 当期変動額 | |
| 合併による増加 | 5,581 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 3,507 |
| 当期変動額合計 | 9,088 |
| 当期末残高 | 9,088 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 0 |
| 当期変動額 | |
| 合併による増加 | 5,581 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 3,507 |
| 当期変動額合計 | 9,088 |
| 当期末残高 | 9,088 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 55,485 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | △3,240 |
| 会社分割による減少 | △11,226 |
| 合併による増加 | 35,550 |
| 当期純利益 | 3,637 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 3,507 |
| 当期変動額合計 | 28,228 |
| 当期末残高 | 83,714 |

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 表示方法の変更

(株)東京証券取引所グループとの経営統合を機に表示方法の見直しを行った結果、以下の表示方法の変更を行っております。

(1) 情報システム機器の表示方法の変更

前事業年度において、独立掲記しておりました「情報システム機器」は、当事業年度より「工具、器具及び備品」に含めることとしました。

(2) ソフトウェア仮勘定の表示方法の変更

前事業年度において、独立掲記しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、当事業年度より「その他」に含めることとしました。

(3) 差入保証金の表示方法の変更

前事業年度において、独立掲記しておりました「差入保証金」は、当事業年度より「その他」に含めることとしました。

(4) 未払消費税等の表示方法の変更

前事業年度において、独立掲記しておりました「未払消費税等」は、当事業年度より「その他」に含めることとしました。

(5) 前受収益の表示方法の変更

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「前受収益」は、当事業年度より独立掲記することとしました。

(6) 営業収益の表示方法の変更

当事業年度から、営業収益の区分表示を「参加者料金」「上場賦課金」「機器・情報提供料」「その他」の4区分から、「取引参加料金」「上場関係収入」「情報関係収入」「証券決済関係収入」「経営管理料」「その他」の6区分に変更しております。

II. 貸借対照表に関する注記

| | |
|------------------------------------|--------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 121百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 0百万円 |
| 短期金銭債務 | 40百万円 |
| 3. 損失補償等 | |

当社は、連結子会社である(株)大阪証券取引所が行う先物・オプション取引等の清算業務に関して、(株)大阪証券取引所との間で「先物・オプション取引および取引所外国為替証拠金取引に係る損失補償契約書」を締結しております。当社は本契約に基づき、(株)大阪証券取引所の清算参加者の債務不履行又はそのおそれが生じたことに起因して(株)大阪証券取引所に損失が生じた場合には、33,077百万円を限度として(株)大阪証券取引所に補償することとなっております。

また、当社は、清算業務に関して(株)日本証券クリアリング機構又は(株)大阪証券取引所が被った損失を補填するための積立金として、違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

| | |
|------|----------|
| 営業収益 | 1,941百万円 |
|------|----------|

| | |
|------|--------|
| 営業費用 | 685百万円 |
|------|--------|

| | |
|-----------------|-------|
| 営業取引以外の取引による取引高 | 19百万円 |
|-----------------|-------|

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 平成24年6月21日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,025 | 7,500 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月22日 |
| 平成24年10月29日 取締役会 | 普通株式 | 1,215 | 4,500 | 平成24年9月30日 | 平成24年12月3日 |

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | | |
|---------------|--|-----------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | | 84百万円 |
| 未払事業税 | | 41百万円 |
| 子会社株式評価損 | | 252百万円 |
| その他 | | 43百万円 |
| 繰延税金資産小計 | | 420百万円 |
| 評価性引当額 | | △252百万円 |
| 繰延税金資産合計 | | 168百万円 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | △5,033百万円 |
| 繰延税金負債合計 | | △5,033百万円 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | | △4,864百万円 |

繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | |
|-------------|----------|
| 流動資産－繰延税金資産 | 149百万円 |
| 固定負債－繰延税金負債 | 5,014百万円 |

VI. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の 所有（被所有） 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 | 科目 | 期末 残高 |
|-----|-------------------|------------------------|-----------|-----------------|----------|----|----------|
| 子会社 | (株)東京証券取引所 | (所有) 直接 100.0% | 経営管理 | 経営管理料の受取 (注) | 969 | — | — |
| | 東京証券取引所自 主規制法人 | (所有) 直接 100.0% | 経営管理 | 経営管理料の受取 (注) | 348 | — | — |
| | (株)大阪証券取引所 | (所有) 直接 100.0% | 経営管理 | 経営管理料の受取 (注) | 624 | — | — |

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 経営管理料については、グループ会社の経営管理に係る費用を勘案して決定しております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,524円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 107円35銭 |

(注) 当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

Ⅷ. 企業結合に関する注記

1. 取得による企業結合

連結計算書類「Ⅵ. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 共通支配下の取引等

連結計算書類「Ⅵ. 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ
取締役会御中

平成25年5月8日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 和広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本取引所グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記 3. 係争事件に記載されているとおり、会社の連結子会社である株式会社東京証券取引所は、みずほ証券株式会社によるジェイコム株式会社株式の誤発注事件に関する損害賠償請求訴訟について、平成21年12月4日に東京地方裁判所より賠償金の支払を命じる判決を受け、平成21年12月18日に賠償金の支払をしている。当判決に対し、みずほ証券株式会社は東京高等裁判所に控訴し、株式会社東京証券取引所は同裁判所に附帯控訴しており、控訴審においては、平成25年3月18日に口頭弁論が終結し、現在は裁判所の和解勧告により協議中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ
取締役会御中

平成25年5月8日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 和広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芝田 雅也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証し、かつ、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するなど、監査委員会が定めた監査委員会監査規程に準拠して、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月10日

株式会社日本取引所グループ 監査委員会

監査委員 松尾 邦 弘 ㊞

監査委員(常勤) 広瀬 雅 行 ㊞

監査委員 中 務 裕 之 ㊞

(注) 監査委員松尾邦弘及び中務裕之は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

TEL (03) 3667-1111 (代表)

開催日時

平成25年6月18日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

交通機関
のご案内

東京メトロ 半蔵門線 「水天宮前」 駅下車 4番出口直結

東京メトロ 日比谷線 「人形町」 駅下車 A1出口より徒歩約7分

都営地下鉄 浅草線 「人形町」 駅下車 A3出口より徒歩約9分

最寄り駅から会場までのアクセス



お願い 駐車場はご利用いただけません。公共交通機関をご利用ください。

株式会社 日本取引所グループ

